

株式会社産業再生機構の解散について

平成 19 年 3 月 15 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、本日、株式会社産業再生機構法（以下「機構法」という。）第 19 条第 1 項に規定する業務の完了により、機構法第 43 条に基づき解散し、清算会社に移行しました。

1．経緯

機構は、機構法に基づき、平成 15 年 4 月 16 日に設立され、同年 5 月 8 日から業務を開始しました。以後、機構は 41 件の企業グループ（対象事業者）を支援決定し、事業の再生支援を行ってまいりましたが、平成 19 年 3 月 2 日、最終案件の最終処分決定を行い、その後、株式譲渡を実行し、機構法第 19 条第 1 項所定の業務が全て終了したため、本日、機構法第 43 条に基づき、業務の完了により解散しました。

2．今後の見通し

解散後、機構は清算株式会社に移行し、別添役員の下、会社法に法定された手続きに従って清算事務を進めてまいります。今後、債権申出公告、残余財産の分配等所定の手続きを経て、株主総会の決算報告の承認（清算終了）により、会社の法人格が消滅することになります。

3．国民負担の回避

現時点では、機構が債務を完済するために政府の補助（機構法第 46 条）を受け国民負担が発生するような事情は認識しておりません。なお、機構の最終収支については、今後、清算手続きの中で確定しますが、とりあえずの概算では最終的な利益剰余金は 3 百億円台後半、通算納税額は 3 百億円台前半になるものと見込まれます。

4．おわりに

機構は初めての株式会社形態の認可法人であり、かつ、5 年間の時限組織として業務を開始しました。概ね 1 年前倒して解散を迎えることができたこと、全ての案件で支援完了できたこと、そして残余財産の株主への分配及び国庫納付も実現できる見込みであることは、ひとえに関係者ならびに国民の皆様のご理解とご支援によるものであり、深く感謝の意を表します。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437

(別添)

清算株式会社の役員

清算人 齊藤 惇 (前 代表取締役社長 (CEO))
富山 和彦 (前 代表取締役専務 (COO))
高木 新二郎 (前 取締役、産業再生委員長)

監査役 日野 正晴 (前 常勤監査役)